【第三者からの情報取得手続申立添付書類等一覧表】(不動産)

熊本地方裁判所民事1部 R5.10郵券額改定反映版

- ★ 申立書には、申立人の連絡先の電話番号・FAX番号・担当者名を必ず記入してください。
- ★ 当事者目録には、それぞれの住所に対応する郵便番号を正確に記載してください。
- ★ 窓口での申立ての際には、窓口で補正、訂正ができるように本人(代理人)の印鑑を持参してください。

● 管轄	債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所 (※不動産競売・債権執行事件と異なり各支部において取扱います。) 一般的には、「個人の場合、債務者の住所」 「法人の場合、主たる営業所(債務者会社の本店所在地」
● 申立書	申立書・当事者目録・請求債権目録・所在地目録の順にA4版縦,横書,左綴じ ※各ページに捨印を押してください。
● 申立手数料	債権者1名債務者1名ごとに 1,000円の収入印紙 (収入印紙は郵便局で販売しています。なお,消印・割印したものは無効です)
【 申立添付書類 】	
● 執行力ある債務名義の正本 ※先取特権に基づく申立てについては、先取特権を有することを 証する文書とその写しが必要です。	債務名義とは、「判決」、「仮執行宣言付支払督促」、「和解調書」、「調停調書」、「家事審判決定」、「公正証書」等です。 ほとんどの場合、執行文が必要ですので、債務名義の正本を作成した裁判所で執行文の付与申請を行って、債務名義に執行文を付与されたものを提出します。
● 送達証明書	債務名義(正本または謄本)が債務者に送達されたことを証明する書類です。 債務名義の正本を作成した裁判所に送達証明申請をし,証明書を取得してください。なお,公正証書の場合は公証人役場での申請が必要です。
●申立ての日前 3年以内 に財産開示期日における 手続が実施されたことを証 する書面 (①又は②のいずれか)	①財産開示期日が実施されたことの証明書 ②財産開示期日実施決定写し及び財産開示期日調書写し ①及び②いずれも財産開示手続の申立てをした裁判所で取得できます。 なお、他の債権者が財産開示手続きを実施している場合にも適用されます。
● 強制執行の不奏功を 証明する書面 (①又は②のいずれか)	①強制執行したが、完全な弁済を得られなかった場合 配当表写し、弁済金交付計算書写し、不動産競売開始決定写し、債権差押命 令写し、配当期日呼出状写し等が必要です。 ②知れている財産に対する強制執行を実施しても、完全な弁済を得られない場合 不動産登記事項証明書、財産調査結果報告書等が必要です。
● 商業登記事項証明書 ①履歴事項証明書 ②現在事項証明書 ③代表者事項証明書	当事者(申立人,債務者)が法人(株式会社,有限会社など)の場合に所在,商号, 代表者の氏名を把握するために必要です。 左記の①~③のいずれかを <u>法務局</u> に申請して取得してください。
● 住民票, 戸籍謄本	債務名義に記載された当事者の住所又は氏名が現在の住所又は氏名と異なる場合に,債務名義から現在までの住所又は氏名の繋がりが分かるものが必要です。 当事者目録に現在の住所・氏名を記載し,次行に債務名義上の住所・氏名(判決等に記載してある住所又は氏名)を併記してください。
● 郵便切手	情報提供命令正本等を郵送するための費用を予納します。 内訳 1,204 円 (債務者への送達費用) 94 円 (申立人への告知用) 620 円 (第三者への告知用) 574 円 (第三者から裁判所への送付用) 490 円 (申立人への回答書写し送付・債務名義還付用) 94 円 (債務者への通知用) (※)債務者1名,東京法務局で申立する場合,計3,076円分の郵券を予納
●目録	「当事者目録」「請求債権目録」は、情報提供命令正本等の作成に必要ですので、申立書に用いたものの写しを1部添付してください。 捨印や訂正印は不要です。 ※当事者目録の第三者は、「東京法務局」となります。
●債務名義還付申請書	申立てが認容された場合,申立人が速やかに強制執行の準備に着手できるように, 申立時に提出をお願いしています。 (申請の際は,還付を求める文書の写しも提出してください。)

■ 一般的な手続の流れ(不動産に係る第三者からの情報取得手続)

